

支部と支部の会計について

公認会計士

出塚清治

全国に支部を有する社団法人の支部について定款上の規定や、支部の運営規則例、本部と支部の会計について、公認会計士・出塚清治先生に解説いただきました。(編集部)

1 支部の意味と名称

(1)支部の意味

公益法人（特例民法法人及び一般法人を含む。以下同じ）は、その事業を行うに際し、全国的に広範囲にわたる事業活動を効率的、効果的に行うため、事業を執行する場所を地域別あるいは事業の目的別に本部と支部に分けて、事業活動を行う場合が多い。この場合、事業活動の本拠となる場所を「主たる事務所」（以下、「本部」という）と称し、本部以外の事務所を支部と称し、この支部には、「従たる事務所」と「従たる事務所たる位置づけの必要のない単なる連絡所等」のような事務所が含まれる。支部の実態は、多様であり、法人組織を構成する一部なのか法人組織を構成しない外の任意団体等の組織なのかは、法的一体性と実質的一体性を考慮して判断する。

法的一体性とは、登記が行われている場合や定款の定め等を意味し、実質的一体性とは、法人の事業との一体性、本部の支部に対する指揮命令権限の有無、規約における本部及び支部の関係、支部役員の選出方法、支部の予算・決算の承認方法、会費の徴収方法等支部の実態を総合的に勘案して判断することを意味する（非営利法人委員会報告第11号「公益法人における支部会計の取扱いについて」平成16年2月16日日本公認会計士協会）。

「主たる事務所」と称する本部は、法人の最高首脳部が存在し、公益法人の事業活動の中心となる場所であり、「主たる事務所」として登記される。

法人組織の一部としての支部は、定款の中で定められるが、「従たる事務所」として登記される支部とその他の支部がある。

(2)支部の名称

支部については、以上に述べたように本部と支部の関係は次のとおりである。

法人	本部	主たる事務所	主たる事務所として登記する
	支部	従たる事務所	従たる事務所として登記する
		その他	登記を前提としていない

法人は、1つの組織である。したがって、支部は、法人内の位置づけであり、公益法人において支部は、「公益社団法人〇〇協会××支部」と称することになるが、法人外にある支部の位置づけのできない任意団体等については公益法人であると誤認されるおそれのある名称は使用できない。ただし、

不正目的での名称使用に該当しないことが確認可能な場合は、「〇〇協会××支部」など、法人の支部としての名称を名乗ることができるとしている（法人法5②、③、認定法9④、⑤、FAQ問Ⅲ-1-①）。この場合において「〇〇協会××支部」の名称の使用は、法人の一体性を考慮して誤解のないようにすべきことはいうまでもない。

また、特例民法法人でない法人が、その名称又は商号中に、特例民法法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとしている（整備法42⑤、⑥）。

なお、本稿が以下に解説する支部は、法人組織内の支部を対象としていることにご留意いただきたい。

2 支部についての定款の定め

支部については、当該法人の実態に即して整理する必要があるが、新制度に対応するために参考になるように一つの事例として紹介したい。

通常、支部については、定款上に次のように定めを置くことになる。

①定款の総則のなかで「主たる事務所」に対して「従たる事務所」として次のように定める。

第1章 総則

...

(事務所)

第×条 この法人は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

3 前項の従たる事務所に関する事項は、支部運営規則として別に定める。

...

上記の「従たる事務所」は、登記をすることとしている（法人法312）。

②定款のなかで①の項の「従たる事務所」とは別に、「従たる事務所たる位置づけの必要のない単なる連絡所等」の支部については、支部の項について新たに章をおこして次のように定める。

第1章 総則

(事務所)

第×条 この法人は、主たる事務所を東京都〇〇区に置く。

第×章 支部

(支部の設置)

第×条 この法人は、必要があると認められるときは、理事会の決議により支部を置くことができる。

2 前項の支部に関する事項は、別に定める。

3 支部規程

支部には、「従たる事務所」と「従たる事務所たる位置づけの必要のない単なる連絡所等」のような事務所があるが、通常、支部の運営については支部規則を定めることになる。参考までに次に示した一例は、支部として維持する場合で、「従たる事務所」と単なる連絡所等の場合を区別して整理したものではないので、法人の個別の事情を考慮して具体的に定めることになる。

支部運営規則

第1章 総則

(通則)

第1条 公益社団法人〇〇〇〇協会（以下、「この法人」という。）は、定款第×条の規定に基づき支部を設置し、その組織及び運営についての事項を定めるものとする。

（注）上記の「定款第×条」は、従たる事務所の場合と従たる事務所以外の支部として新たに章だてをした場合の両者を想定している。

(支部の運営方針)

第2条 支部は、この法人の運営方針に従い、その指導の下、必要な事業を地域的に行うことを目的とする。

第2章 事業

(目的及び事業)

第3条 支部の目的及び事業は、この法人の定款第×条及び×条に定めたものとする。

2 支部の事業の執行については、この法人の理事会の決議によりこの法人の業務執行理事のうちから選任された者が管理する。

第3章 会員

(会員の種別)

第4条 支部会員の資格は、次のとおりとする。

1.支部正会員

2.支部賛助会員

（注）定款で定める議決権を有する会員（法人法上の社員）は、本部の正会員に限定し、上記の支部会員は議決権を有しない会員であるとしている。

(入会)

第5条 支部に入会しようとするものは、入会申込書を支部長に提出するものとする。

2 支部長は、入会申込書に基づき支部運営委員会の承認を得て、その可否についてこの法人の会長に通知するものとする。

3 支部に入会した者は、本部の会員とする。

(脱会)

第6条 支部会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1)本部正会員の資格を喪失したとき。

(2)退会の意思表示をしたとき。

(3)支部会費を滞納したとき。

(4)支部の名誉を毀損し、又はこの法人の定款等に規定する会員としての義務の履行を怠ったとき。

2 脱会についてはすべて支部運営委員会の承認を得て、その結果について書面をもってこの法人の会長にその理由を付し通知するものとする。

(支部会費)

第7条 支部会員の支部会費については、別に定める。

第4章 支部長等

(支部長等)

第8条 支部に次の支部長等を置く。

支部長	1名
支部事務局長	1名
支部運営委員	×名以上×名以内（支部長、支部事務局長を含む）
支部監事	2名以内

（選任等）

第9条 支部長は、支部運営委員のうちから支部総会において推薦された候補者をこの法人の理事会において選任するものとする。

2 支部事務局長、支部運営委員及び支部監事は、支部会員のうちから支部総会において選任するものとする。

3 支部運営委員及び支部監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第10条 支部長は、支部を代表し、支部を統括する。

2 支部事務局長は、支部の業務を執行し、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠けたるときは、その職務を代行する。

3 支部監事は、この法人の定款×条に定める監事の職務に準じて行う。

（任期）

第11条 支部長等の任期は、選任後2年以内に終了する最終事業年度の通常支部総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠就任、解任等については、この法人の定款第×条を準用する。

（報酬）

第12条 支部長等は、無報酬とする。

第5章 支部総会及び支部運営委員会

（支部総会）

第13条 支部総会は、支部正会員をもって組織する。

2 支部総会は、通常支部総会及び臨時支部総会とする。

3 支部総会の議長は、支部長がこれにあたる。

（支部総会の招集）

第14条 支部長は、毎年4月に通常支部総会を招集する。また、必要に応じて臨時支部総会を招集する。

（支部総会の決議）

第15条 支部総会の決議は、支部正会員現在数の過半数が出席しその過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（支部運営委員会）

第16条 支部運営委員会は、支部運営委員をもって組織する。

2 支部運営委員会の議長は、支部長がこれにあたる。

3 支部運営委員会の職務は、本規則第24条3項及び4項の定める事項のほか支部長から諮問された事項を決議する。

（支部運営委員会の招集）

第17条 支部長は、必要に応じて支部運営委員会を招集する。

（支部運営委員会の決議）

第18条 支部運営委員会の決議は、支部運営委員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 支部総会及び支部運営委員会は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が記名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第20条 支部の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1)本部からの交付金
- (2)支部入会金及び支部会費
- (3)寄附金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)資産から生じる果実及びその他の収入

2 支部の資産は、支部長が管理する。

(経費の支弁)

第21条 支部に必要な経費は、支部の資産をもって支弁する。

(支部の収支予算書)

第22条 支部の収支予算書は、毎年1月末までに支部運営委員会の承認及び支部総会の決議を経て、支部長が決める。

2 前項の収支予算書は、毎年1末日までに、支部長はこの法人の会長に報告しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第23条 支部の事業報告及び収支決算は、支部監事の監査報告を得た上で、毎事業年度終了後、1か月以内に通常支部総会の決議を経て、この法人の会長に報告しなければならない。

第7章 支部事務局

(支部事務局)

第24条 支部に事務処理を行うため、支部事務局を置く。

- 2 支部事務局に支部職員若干名を置く。
- 3 支部職員は、有給とし、支部運営委員会の承認を得て支部長が任命する。
- 4 支部事務局に必要な事項は、支部運営委員会の承認を得て支部長が決める。

第8章 支部の廃止

(支部の廃止)

第25条 支部の廃止は、支部長が支部総会の決議によりこの法人の会長に報告をしなければならない。

2 支部の廃止は、前項の報告を受けてこの法人の理事会の決議により行うものとする。

第9章 規則の変更

(規則の変更)

第26条 この規則の変更は、この法人の理事会の決議により行うものとする。

附則

1 この規則は、公益社団法人への移行の日（又は、××日）から施行する。

4 支部の会費規程

支部の会費は、本部の会費規程に含めて定める方法と本部の会費規程とは別に支部会費規程として定める方法があるが、ここでは、本部の会費規程とは別に支部会費規程を定める方がより簡明になると考えられるので、参考までに支部会費規程の一例を次に掲げる。

支部会費規程

(名称)

第1条 この規程における支部とは、定款第×条に定める公益社団法人〇〇〇〇（以下、「この法人」という）の支部（以下、「支部」という）をいう。

(目的)

第2条 この規程は、前条の定めに基づく支部入会金及び支部会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支部入会金)

第3条 支部正会員及び支部賛助会員は、次の支部入会金を納入しなければならない。

支部正会員 ×××円以内の範囲内で支部総会の決議を経て定めた額

支部賛助会員 ×××円以内の範囲内で支部総会の決議を経て定めた額

(支部入会金の納期)

第4条 支部入会金は、この法人から入会許諾通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(支部会費)

第5条 支部正会員及び支部賛助会員は、次の支部会費（年額）を納入しなければならない。

支部正会員 ×××円以内の範囲内で支部総会の決議を経て定めた額

支部賛助会員 ×××円以内の範囲内で支部総会の決議を経て定めた額

(支部会費の納入及び納期)

第6条 支部会員は、毎事業年度、前条の支部会費年額の2分の1を上期及び下期の年2回に分割して納入するものとし、この法人の支部からの請求に基づき50日以内に納入しなければならない。ただし、支部会員は納期の変更について申し出ることができる。

(中途入会の支部会費及び納期)

第7条 事業年度の中途に入会した支部会員の当該事業年度の支部会費は、本規程第5条に定める支部会費（年額）を入会許諾月から当該事業年度の3月までの月数を12月で除した額（××円未満端数は切捨てる）を納入しなければならない。ただし、入会年度の翌年以降は、本規程第5条及び前条の定めにより、納入するものとする。

2 前項の支部会費の納入は、この法人から入会許諾通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

(支部会費の無返還)

第8条 既納の支部入会金及び支部会費は、いかなる理由があってもこれを返還しないものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、この法人の理事会の決議によらなければならない。

附 則

1.この規程は、公益社団法人への移行の登記の日（又は、××日）から施行する。

5 支部の会計

(1) 支部の会計と本部の会計の関係

支部の事業活動は、当該法人の事業活動の一部であることから法人全体の事業活動として表示する必要がある。この支部の事業活動は、本部と支部と共通する事業である場合と、定款で定められた事業ではあるが、支部独自の事業として行う場合がある。これらの事業を行うための財源は、本部からの交付金、支部会費、支部事業収入、その他の収入等があてられる。法人全体の計算書類は、本部及び支部のこれらのすべての収益と費用及び現金預金等の残高を合計して作成されるが、この際には、本部から支部への交付金等は、法人内部の取引であるので相殺されて事業費等として計上することはできない。

また、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日、内閣府公益認定等委員会決定）が示した様式内訳表の作成上の留意事項によれば、「支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して内訳表を作成するものとする。」としており、法人全体の計算書類を作成すると同時に、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に区分する内訳表を作成し、公益目的事業比率、遊休財産額の計算をすることとしている（認定法19、FAQ問Ⅲ－1－①）。

なお、一般法人の場合には、実施事業等会計、その他会計、法人会計に区分する内訳表を作成し、公益目的支出計画を計算する。

(2) 支部の会計

本部及び支部の会計は、それぞれに一般会計及び特別会計がある場合があり、支部会計が特別会計となっている場合がある。

本部及び支部の相互関係は、様々であるが、本部と支部の会計を合計する場合には、支部が独立した会計単位となっている場合と独立した会計単位となっていない場合とにより会計処理が異なる。

支部の会計は、「平成20年会計基準」により法人法上の会計区分を考慮した決算が要求される。

① 支部が独立した会計単位となっている場合

支部が独立した会計単位となっている場合には、本部及び支部の計算書類を合計する。合計する場合の一例を示せば、次のようである。

科 目	本部	〇〇支部		内部取引消去	合 計
(収益の部)					
本部交付金		× × ×		- × × ×	0
事業収益	× × ×	× × ×			× × ×
.....					
(費用の部)					
事業費					
.....	× × ×	× × ×			× × ×
管理費					
.....	× × ×	× × ×			× × ×
支部交付金	× × ×			- × × ×	0
.....					

(注1) 各支部を合計して本部に合計する方法もある。

(注2) この合計した計算書類は、「平成20年会計基準」による内訳表と連動して表示することになるので留意する。

②支部が独立した会計単位となっていない場合

支部が独立した会計単位となっていない場合には、次のような場合が考えられる。

- i) 支部において、現金預金出納帳等の簡易な帳簿組織により現金預金等の管理が行われ、月次又は年次の収支及び現金預金等の残高についての報告書を作成し本部に報告する。本部ではこの報告書に基づき、支部の会計を整理し、残高試算表を作成する。本部においては、本部の計算書類に支部の残高試算表から作成された計算書類を合計して全体の計算書類を作成する。

・本部において合計される支部の試算表の一例

支部の試算表

科 目	〇〇支部		△△支部		合 計	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
現金	×××		×××		×××	
普通預金	×××		×××		×××	
.....						
本部交付金収入		×××		×××		×××
会費収入		×××		×××		×××
事業収入		×××		×××		×××
.....						
事業費						
.....	×××		×××		×××	
管理費						
.....			×××		×××	
合 計	×××	×××	×××	×××	×××	×××

(注)この合計した計算書類は「平成20年会計基準」による内訳表と連動して表示することになるので留意する。

- ii) 本部において支部の運営資金を、例えば「支部仮勘定」として処理し、支部においては小口現金程度の出納業務を行い、本部に報告をしてそれをもとに本部が整理する。

・具体的な会計処理

・支部へ運営資金の送金をしたとき

(借) 支部仮勘定 ××× (貸) 普通預金 ×××

・支部からの支出内容の報告を受けたとき

(借) 〇〇費用 ××× (貸) 支部仮勘定 ×××

・支部から期末現金預金残高の報告を受けたとき

(借) 普通預金 ××× (貸) 支部仮勘定 ×××

- iii) 本部からの交付金が僅少であり重要性がない場合についても、原則として、費目別、事業別に表示すべきものである。

また、支部の運営資金を固定資産の購入に充てている場合においては、貸借対照表に固定資産として計上し、期末に現金預金や未払金があれば、同様に貸借対照表に計上することになる。